示

(

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号 (漁業災害補償法による加入区の設

青森県告示第二十五号

第 二千九百四十七号

成 月二十一 七 (水曜 日

日

右 同法第十条第二項の規定による公告..... 右 都市計画事業の変更認可..... 換地計画の決定... 農用地利用配分計画の認可申請 右 右 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要 大規模小売店舗の変更の届出..... 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 公共測量の終了.... 漁業災害補償法による加入区の設定の一 告 公 目 同 同 同 告 示 次 部改正. (商工 (農村整備課) (水産振興課) (都市計画課) (構造政策課) 文県 (監 化 生 政策課 同 同同 同 同 理 課 課活 : : : : : : : : Ħ. 껃 껃 끄디 \equiv 三.

定 の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

二の表小泊区域の項を次のように改める。

青森県告示第二十六号

三項の規定により公示する。 量法 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測

平成二十七年一月二十一日

測量計画 機関

 \equiv 測量の期間

平成二十六年九月一日から同年十二月二十九日まで

小泊漁業協同組合の地区小泊区域

青森県知事

Ξ

村

申

吾

測量の種類

八戸市

公共測量 (一 級水準測量

兀

八戸市内

測量の地域

告

公

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

平成二十七年一月九日

森

県

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生きがい十和田

青

代表者の氏名

Ξ

政博

主たる事務所の所在地

兀

十和田市稲生町一三の七

五 定款に記載された目的

成に寄与すると共に、 る長寿社会を支援し、 生活支援及び保育等に関する事業を行い、 とを目的とする。 この法人は、高齢者や子供をはじめとする地域住民に対して、介護予防・介護・ もって高齢者や要介護者の保健福祉の向上及び子供の健全育 情報化時代に伴い、 高齢者や要介護者の自立と生きがいのあ 社会教育やまちづくりの実践に努めるこ

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸市大字新井田字法光野二三外新三光ストア新井田店 変 更 前 |八戸市大字新井田字法光野二三外|ユニバース新井田店 変 更 後 崇平 ・成 夺 年変 月 日更

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 三浦建彦 パラ市大字長苗代字前田八三の一株式会社リッツコーポレーション	変更前
代表取締役 三浦4代皇 八天市大字長苗代皇 三浦4年 1	变
三部 三部代字 三部代字前田 三の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	更
一則田八三の一	後
吴平 · 成 · 九	年変 月 日更

兀 届出年月日

平成二十六年十二月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

3

平成二十七年一月二十一日から同年五月二十一日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 提出期限 意見書を提出することができる。

平成二十七年五月二十一日

1

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ユニバー ス新井田店

大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸市大字新井田字法光野二三外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘

意見の概要

Ξ

県の意見なし

意見書の縦覧

兀

1 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年一月二十一日から同年二月二十一日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー 十和田店

十和田市東十四番町三四の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の

代表取締役 捧雄一郎

Ξ 意見の概要

県の意見なし

兀 意見書の縦覧

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十七年一月二十一日から同年二月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十七年一月二十一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ユニバー ス下長店

八戸市下長四丁目一の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の

意見の概要

代表取締役

三浦紘

意見書の縦覧

県の意見なし

森

兀

場所

1

青

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年一月二十一日から同年二月二十一日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ 同条第六項の規定により次のとおり公告する

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

氏名又は名称 | 住

所又は所

在 地 賃借権の設定等を受ける者

大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバー ス根城店

八戸市根城四丁目一〇の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

意見の概要

代表取締役

三浦紘

Ξ

県の意見なし

意見書の縦覧

兀

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

場 所

2

期間

平成二十七年一月二十一日から同年二月二十一日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

農用地利用配分計画の認可申請

いてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。 より当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課にお 項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定に 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成二十五年法律第百一号) 第十八条第一

用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。 なお、 当該農用地利用配分計画の利害関係人は、 縦覧期間満了の日までに、 当該農

平成二十七年一月二十一日

申

吾

青森県知事 Ξ 村

土 賃借権の設定等を受ける 申認

請 日可

西代い有 野表間 勇取 野線 大 役 み ら ら ろ り ろ の ろ の ろ の ろ の ろ り の ろ り る う ろ り る う る う る う る ら ろ ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	向中野國男	天間一博	小又上治	中村一雄	花松悟	枋木光明	漆代株漆 畑表取会社 ア マ で と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	佐々木新一	苫米地一	山端淳	三上豐	三上豐	大代表取紀 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	大湯知田代表取締むり
六の二上北郡七戸町字家ノ下	七一の二上北郡七戸町字道ノ上	七の一二上北郡七戸町字中野七	一八七の三上北郡七戸町字森ケ沢	ノ前一一二の二上北郡七戸町字榎林家	ノ根五一と北郡七戸町字花松林	ノ前九七の一上北郡七戸町字榎林家	畑一六五の一十和田市大字法量字漆	下五十和田市大字深持字長	坂八七十和田市大字相坂字相	家ノ下六三二十和田市大字八斗沢字	土字山部七七の二南津軽郡大鰐町大字居	土字山部七七の二南津軽郡大鰐町大字居	の五平川市碇ヶ関阿原二七	の五平川市碇ヶ関阿原二七
八ほか一筆と北郡七戸町字森ケ沢一七	の一ほか四筆上北郡七戸町字森ケ沢四六	八ほか一筆上北郡七戸町字猪ノ鼻七五	一の一ほか四筆 上北郡七戸町字猪ノ鼻六七	保一八〇の一ほか一筆上北郡七戸町字舟場向川久	一二九の一ほか一筆上北郡七戸町字野崎狐久保	九上北郡七戸町字針森平六四	一の四三ほか七筆十和田市大字法量字平ノ南	九六の六十和田市大字洞内字後野一	三三七の一ほか一筆十和田市大字三本木字野崎	下七二二の一十和田市大字八斗沢字家ノ	豊田二六二	字長面一六の一字長面一六の一	熊野平七の一ほか一筆南津軽郡大鰐町大字苦木字	駒木沢二五の一ほか四筆南津軽郡大鰐町大字長峰字
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	듷平 ∴成 ∵

換地計画の決定

野坂勝

三九上北郡野辺地町字新田

ほか一筆上北郡野辺地町字川目四七

"

髙松誠

鳥井平一八五の二上北郡野辺地町字有戸

平二一一上北郡野辺地町字有戸鳥井

野坂勝

三九上北郡野辺地町字新田

上北郡野辺地町字川目六六

"

原田憲人

敷一六 上北郡野辺地町字中屋

上北郡野辺地町字川目三四

11

野坂勝

三九上北郡野辺地町字新田

上北郡野辺地町字川目二五

"

野坂勝

三九上北郡野辺地町字新田

ほか三筆上北郡野辺地町字川目六二

"

小又祐司

七三の二

二ほか二筆上北郡七戸町字金沢平二八

11

小坂義貞

一八一の二二三 上北郡七戸町字鉢森平

四ほか二筆

大別内金浜地区の県営土地改良事業に係る大別内工区の換地計画を定めたので、同条 に供する。 第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第一項の規定により、

平成二十七年一月二十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧の期間 換地計画書の写し 縦覧に供する書類

Ξ 縦覧の場所 青森市役所

平成二十七年一月二十二日から同年二月十九日まで

都市計画事業の変更認可

規定により次のとおり公告する。 告示第二号で告示されたので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十六条の 弘前広域都市計画事業の変更認可について、平成二十七年一月七日東北地方整備局

平成二十七年一月二十一日

都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業 (三・三・三号下白銀町福田線)

青森県 施行者の名称

事務所の所在地

青森市長島一丁目一の一

兀 事業地の所在

1 収用の部分

2 使用の部分 変更なし

なし

都市計画事業の変更認可

第三号で告示されたので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十六条の規定 三沢都市計画事業の変更認可について、平成二十七年一月七日東北地方整備局告示

により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十一日

都市計画事業の種類及び名称

線及び三・五・三号三沢春日台線)

二 施行者の名称

青森県知事 \equiv 村 申

吾

三沢都市計画道路事業 (三・四・三号中央町金矢線、三・六・三号東口千代田町

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 一 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行 青森県

Ξ 事務所の所在地

兀 事業地の所在 青森市長島一丁目一の一

収用の部分

変更なし

2 使用の部分

村 申

Ξ

青森県知事

吾

なし